

## 第3期中期目標期間における人件費抑制のための 教員人件費ポイントの削減方策について（案）

### 1. はじめに

第3期中期目標期間における本学の財政については、「第3期中期目標期間における財政計画（平成28年3月23日。以下「財政計画」という。）」に記載のとおり、第3期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金の算定ルールとして、「機能強化促進係数（▲1.6%）」による削減が課されたことによる運営費交付金収入の減少、及び共済年金の厚生年金への一元化等による人件費の増加などの要因によって、非常に厳しい財政状況にある。

このような財政状況の下、適切な大学運営に資するため、既に平成28年度については、総長裁量経費、全学的経費である特定経費等の物件費による削減を行っているが、平成29年度以降は物件費による削減だけでは、大学全体の収支マイナスを補うことができない状況にある。財政計画の別紙においては、平成29年度から平成33年度までの5年間で55億円の全学管理人件費を削減しなければならないという、逼迫した財政見通しが示されており、将来においても予断を許さない状況である。

よって、運営費交付金による全学管理人件費の総額を計画的に抑制するため、第3期中期目標期間における人件費抑制のための教員人件費ポイントの削減方策を提案するものである。

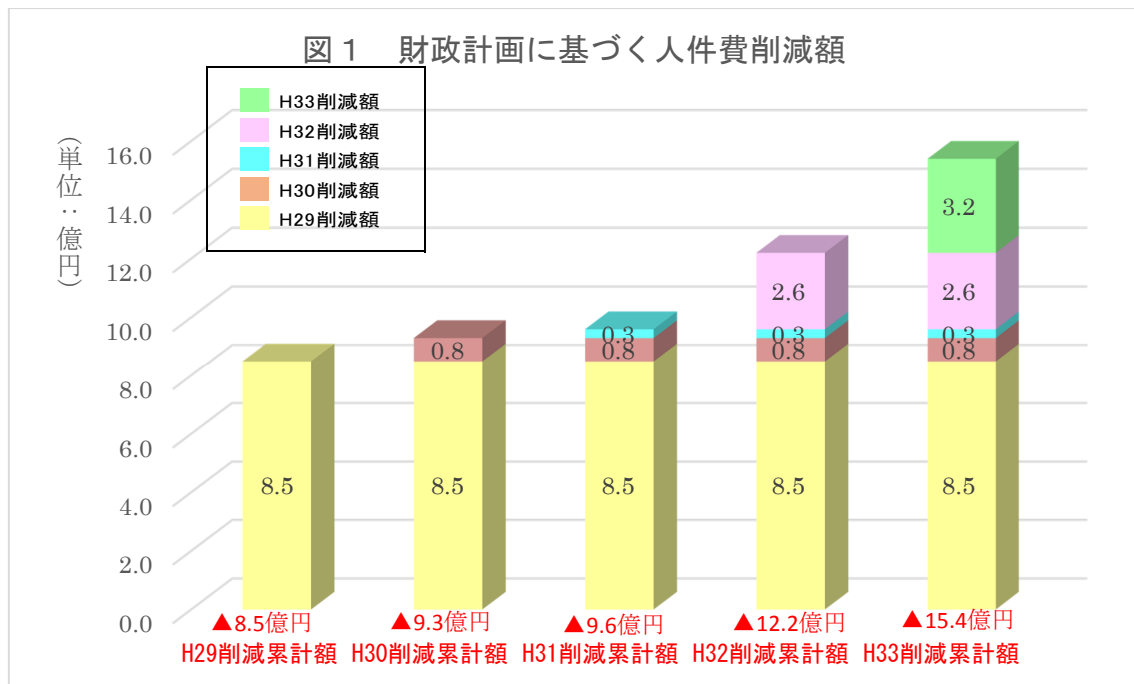
### 2. 第3期中期目標期間における人件費削減額及び削減方策

財政計画に基づき、各年度において一定額の削減を実施しなければ、各年度の財政の健全化に支障が生じることから、第3期中期目標期間における教員人件費の削減額は、財政計画の別紙「第3期中期目標期間における財政運営の改善の方向性に基づく財政計画」に示された平成29年度から平成33年度までの各年度の「全学管理人件費」の削減額とする。

この場合において、現在本学では「ポイント制教員人件費管理システム」により教員人件費を管理していることから、各年度の削減額を教員人件費ポイントに換算し、平成28年度に各部局に配分した教員人件費ポイントの総数から、原則として各部局一律の割合を減じることにより削減を行うこととする。

また、人件費削減に当たって、教員人件費ポイント1ポイント当たりの単価は、平成18年度にポイント制教員人件費管理システムを導入した際の1ポイント当たりの単価10,838千円に、共済等の事業主負担率（14.7413%）を乗じて得た額を加えた12,436千円とする。

なお、各年度における全学の人件費削減額は、図1のとおりである。



### 3. 部局別・年度別の教員人件費ポイント削減数等

#### (1) 人件費削減に必要な教員人件費ポイント削減数

財政計画に示されている各年度の削減額は、平成27年度の所要額に基づいて算出していることから、各部局に配分された教員人件費ポイント数に対する平成27年度の教員人件費ポイントの使用状況を踏まえつつ、各部局に配分された教員人件費ポイント数に一定の率を乗じて得た数の教員人件費ポイントを削減することによって、各年度の削減額を達成させるものとする。この方式により計算した結果、各年度の人件費削減額に対応する教員人件費ポイントの削減率及び削減数は、表1のとおりとなる。

表1 教員人件費ポイントの削減率及び削減数

年度	教員人件費ポイント削減率 (28年度比累計)	教員人件費ポイント削減数 (28年度比累計)
平成29年度	▲9.9%	▲143.1
平成30年度	▲10.4%	▲149.9
平成31年度	▲10.6%	▲152.8
平成32年度	▲12.3%	▲176.3
平成33年度	▲14.4%	▲205.5

#### (2) 部局別・年度別削減数

部局別・年度別の教員人件費ポイントの削減数は、平成28年4月1日現在で各部局に配分した教員人件費ポイントに、各年度の人件費削減額を達成するために必要な表1に示した教員人件費ポイント削減率を乗じて得た数を削減することとし、「別紙」のとおりとする。

#### (3) 削減計画の策定等

各部局においては、別紙に示された各年度の削減数を達成するため、あらかじめ5カ年度の削減計画を策定のうえ、計画的に削減を実施するものとする。

教員人件費ポイントの削減に当たっては、部局の実情に応じて、使用していない教員人件費ポイント並びに再雇用教員の任期満了者、再雇用を希望しない定年退職者、任期付教員の任期満了者及び辞職者等の退職者が使用していた教員人件費ポイントを活用することとする。

なお、各部局における教員人件費ポイントの削減に当たっては、女性教員、外国人教員、再雇用教員及び若手教員の採用に当たって、全学から部局に対して付与された教員人件費ポイントからの削減を行うことはできないものとする。

#### (4) 人事について

各部局は、別紙に示された各年度の「新たな部局配分ポイント数」の範囲内において、人事を行うことができる。この場合において、その次年度以降の削減数及び新たな部局配分ポイントの数を考慮しなければならない。

### 4. 削減の適用除外等

#### (1) 削減の適用除外

本方策は、次に掲げる部局等には、それぞれに掲げる理由により適用しない。

##### ① 医学研究科

本学における教育の内容及び水準を十分に保証するためには、大学設置基準が定める最低基準以上の十分な教員組織をもって教育を行う必要があるが、同研究科に対して、一律の削減率（平成 33 年度▲14.4%（平成 28 年度比））を課した場合には、医学部医学科において大学設置基準に定める必要専任教員数を下回ることとなる。医学部医学科においては、現在においても必要専任教員数 140 名に対して現在員数 148 名（平成 27 年度）となっており、大学設置基準に定める最低基準に対して充足率 106%という極めて低い水準（医学部医学科以外の平均充足率 371%）に置かれており、現状以上の削減は適当ではないことから、適用しない。

##### ② 北海道大学病院

平成 17 年度から既に人件費及び物件費の総額運用を実施し、ポイント制教員人件費管理システムを導入していないことから、適用しない。

##### ③ 人獣共通感染症リサーチセンター

同センターは、文部科学省から措置された予算の範囲内で教員を雇用しており、ポイント制教員人件費管理システムを導入していないことから、適用しない。

##### ④ 保健センター

同センターは、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 36 条及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 7 条の規定に基づき、本学の学生及び職員の疾病の予防及び健康の保持増進を行うことを目的として設置されており、必要最小限の教員人件費ポイント（1.8ポイント）のみ配分されていることから、適用しない。

##### ⑤ アイソトープ総合センター

同センターは、放射線の全学的管理センターとして、法令に基づきアイソトープの取扱い及び放射性廃棄物の処理の指導、助言を行うとともに、安全に実験を行うための教育訓練を実施している。放射線や放射性同位元素の利用と管理に当たっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）その他の関係法令によって厳しく規制され、適切な体制のもと厳格な管理等が求められているところ、必要最小限の教員人件費ポイント（1.6ポイント）のみ配分されていることから、適用しない。

##### ⑥ 練習船おしよろ丸及び練習船うしお丸

練習船の船員教員については、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 70 条の規定において、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならないこととされており、削減により安全の確保に支障が生じる恐れがあることから、適用しない。

## (2) 削減率の特例

一律の削減率（平成 33 年度▲14.4%（平成 28 年度比））を課すことにより、大学設置基準に定める必要専任教員数を下回るおそれのある歯学研究科（歯学部歯学科の必要専任教員数 75 名に対して現在員数 87 名（平成 27 年度））については、医学研究科の充足率 106%と同様の水準となる削減（▲8%）に留めることとする。

## (3) 小規模部局の取扱い

平成 33 年度の教員人件費ポイントの削減数が 0.6 ポイント（助教相当）未満の次に掲げる 2 部局については、原則として各年度当該教員人件費ポイントに相当する額について、部局の基盤配分経費によって、次年度以降継続的に負担するものとする。ただし、今期の人件費削減によって生じた削減ポイント数については、第 4 期中期目標期間において人件費削減方策を講じる必要性が生じた場合に繰り越すものとする。

- ① 観光学高等研究センター（▲0.3）
- ② 創成研究機構（▲0.4）

## 5. 各年度の削減数を達成できない場合

各部局においては、別紙に記載の各年度の「新たな部局配分ポイント数」の範囲内においてポイント管理を行うことのできるよう、最大限努力し、各年度の削減計画を策定するものとする。

しかしながら、各部局において退職者が不在等の理由により、新たな部局配分ポイントの範囲内とすることができない場合には、新たな部局配分ポイントを超える教員人件費ポイントに相当する額について、当該部局の基盤配分経費、間接経費等によって負担することとする。その負担方法等については、各部局が策定した削減計画に基づき、大学が決定する。

※ 削減計画の初年度である平成 29 年度にあっては、人件費削減額（▲8.5 億円）が大きいことに鑑み、以下の経過措置を講じる。

- i) 各部局において最大限努力したにもかかわらず、新たな部局配分ポイントの範囲内とすることができない場合には、新たな部局配分ポイントを超えるポイントについて、全学で集約するものとする。
- ii) 当該集約した教員人件費ポイントに相当する額については、平成 28 年度予算編成に当たって必要な財源の確保のために講じた方法と同様に、公平なルールに基づき部局の基盤配分経費その他の経費によって、全学で拠出するものとする。
- iii) 教員人件費ポイントの削減を達成できない部局がある場合には、全学で当該ポイントに相当する額を拠出することから、削減数を達成できない理由等について、必要に応じて公表することとする。

## 6. 全学運用教員の取扱いについて

### (1) 教育研究組織の長からの申請に基づき配分する全学運用教員

平成 29 年度及び平成 30 年度については、財政計画に基づく人件費削減目標額が、非常に大きいことから、平成 28 年度及び平成 29 年度の申請受付は行わないこととし、財政状況を見極めつつ、平成 31 年度（平成 30 年度申請）から再開することを検討する。

### (2) 総長提案に基づき配分する全学運用教員

本学の運営を円滑かつ効果的に実施するため総長が特に必要と認めるものについてのみ、必要最小限の運用を行う。

## 7. おわりに

大学の根幹である教員の人件費を削減することは、組織的体力を低下させ、教育研究活動の衰退を招きかねない重大な問題であり、執行部としても考え抜いた苦渋の判断であることはご理解いただきたい。

しかしながら、これだけの方策を実施したとしても、財源不足からの脱却はかろうじて達成できるが、財政の健全化という段階までには遠く及ばない状況にある。

このため、収入面においては、本学のシーズを有効に活用し、自己収入の増加に向けた様々な方策を打ち出していくとともに、共同研究における間接経費比率の引き上げ、部局還元分の創設などによる民間資金導入の活性化、フロンティア基金募集活動の充実などにより、外部資金の獲得拡大に全学を挙げて取り組んで行く。また、支出面においても、一般運営財源と外部資金のデュアル財源による事業計画の策定を推進するとともに、平成 29 年度から外部資金財源でも本学教員と同程度の役割と責任を担うことができる教員雇用制度を創設するなど、収入・支出両面にわたり不断の改革を推進することで、さらなる収支構造の改善に努めていく。

他方において、大学が講ずる様々な改革に併せて、各部局においては、それらを活用しつつ、各部局の強みを活かし、共同研究の推進、外部資金の獲得拡大に努め、自立的・持続的な経営基盤に基づき、教育研究の発展に努めていただきたい。

※ 平成 27 年 11 月 24 日財政制度等審議会建議「今後も国立大学が、それぞれの機能強化の方向性等に応じた教育研究の高い質を確保しながら自立的かつ持続的な経営を続けていくためには、民間資金の導入などを進め、今よりも国費（渡しきりの運営費交付金）に頼らずに自らの収益で経営する力を強化していくことが必要である。」

## 第3期中期目標期間における部局別・年度別教員人件費ポイント削減数と新たな部局配分ポイント数

No	部局名	平成28年度 部局配分 ポイント数 (※1)	平成29年度 【削減率:9.9%】		平成30年度 【削減率:10.4%】		平成31年度 【削減率:10.6%】		平成32年度 【削減率:12.3%】		平成33年度 【削減率:14.4%】		ポイント 削減数 (累計)
			ポイント 削減数 (前年度比較)	新たな 部局配分 ポイント数	ポイント 削減数 (前年度比較)	新たな 部局配分 ポイント数	ポイント 削減数 (前年度比較)	新たな 部局配分 ポイント数	ポイント 削減数 (前年度比較)	新たな 部局配分 ポイント数	ポイント 削減数 (前年度比較)	新たな 部局配分 ポイント数	
1	文学研究科	88.6	▲ 8.8	79.8	▲ 0.4	79.4	▲ 0.2	79.2	▲ 1.5	77.7	▲ 1.9	75.8	▲ 12.8
2	法学研究科	62.6	▲ 6.2	56.4	▲ 0.3	56.1	▲ 0.1	56.0	▲ 1.1	54.9	▲ 1.3	53.6	▲ 9.0
3	経済学研究科	43.4	▲ 4.3	39.1	▲ 0.2	38.9	▲ 0.1	38.8	▲ 0.7	38.1	▲ 0.9	37.2	▲ 6.2
4	歯学研究科	67.0	▲ 5.4	61.6	0.0	61.6	0.0	61.6	0.0	61.6	0.0	61.6	▲ 5.4
5	獣医学研究科	38.2	▲ 3.8	34.4	▲ 0.2	34.2	0.0	34.2	▲ 0.7	33.5	▲ 0.8	32.7	▲ 5.5
6	情報科学研究科	84.0	▲ 8.3	75.7	▲ 0.4	75.3	▲ 0.2	75.1	▲ 1.4	73.7	▲ 1.8	71.9	▲ 12.1
7	水産科学研究院	71.6	▲ 7.1	64.5	▲ 0.3	64.2	▲ 0.2	64.0	▲ 1.2	62.8	▲ 1.5	61.3	▲ 10.3
8	地球環境科学研究院	49.2	▲ 4.9	44.3	▲ 0.2	44.1	▲ 0.1	44.0	▲ 0.9	43.1	▲ 1.0	42.1	▲ 7.1
9	理学研究院	167.3	▲ 16.6	150.7	▲ 0.8	149.9	▲ 0.3	149.6	▲ 2.9	146.7	▲ 3.5	143.2	▲ 24.1
10	薬学研究院	43.6	▲ 4.3	39.3	▲ 0.2	39.1	▲ 0.1	39.0	▲ 0.8	38.2	▲ 0.9	37.3	▲ 6.3
11	農学研究院	112.0	▲ 11.1	100.9	▲ 0.5	100.4	▲ 0.3	100.1	▲ 1.9	98.2	▲ 2.3	95.9	▲ 16.1
12	先端生命科学研究院	14.0	▲ 1.4	12.6	▲ 0.1	12.5	0.0	12.5	▲ 0.2	12.3	▲ 0.3	12.0	▲ 2.0
13	教育学研究院	34.4	▲ 3.4	31.0	▲ 0.2	30.8	0.0	30.8	▲ 0.6	30.2	▲ 0.8	29.4	▲ 5.0
14	メディア・コミュニケーション研究院	44.6	▲ 4.4	40.2	▲ 0.2	40.0	▲ 0.1	39.9	▲ 0.8	39.1	▲ 0.9	38.2	▲ 6.4
15	保健科学研究院	58.689	▲ 5.8	52.889	▲ 0.3	52.589	▲ 0.1	52.489	▲ 1.0	51.489	▲ 1.3	50.189	▲ 8.5
16	工学研究院	242.8	▲ 24.0	218.8	▲ 1.3	217.5	▲ 0.4	217.1	▲ 4.2	212.9	▲ 5.1	207.8	▲ 35.0
17	公共政策学連携研究部	15.6	▲ 1.5	14.1	▲ 0.1	14.0	▲ 0.1	13.9	▲ 0.2	13.7	▲ 0.3	13.4	▲ 2.2
18	低温科学研究所	36.6	▲ 3.6	33.0	▲ 0.2	32.8	▲ 0.1	32.7	▲ 0.6	32.1	▲ 0.8	31.3	▲ 5.3
19	電子科学研究所	42.0	▲ 4.2	37.8	▲ 0.2	37.6	▲ 0.1	37.5	▲ 0.7	36.8	▲ 0.8	36.0	▲ 6.0
20	遺伝子病制御研究所	26.2	▲ 2.6	23.6	▲ 0.1	23.5	▲ 0.1	23.4	▲ 0.4	23.0	▲ 0.6	22.4	▲ 3.8
21	触媒科学研究所	19.0	▲ 1.9	17.1	▲ 0.1	17.0	0.0	17.0	▲ 0.3	16.7	▲ 0.4	16.3	▲ 2.7
22	スラブ・ユーラシア研究センター	11.4	▲ 1.1	10.3	▲ 0.1	10.2	0.0	10.2	▲ 0.2	10.0	▲ 0.2	9.8	▲ 1.6
23	情報基盤センター	11.8	▲ 1.2	10.6	0.0	10.6	▲ 0.1	10.5	▲ 0.2	10.3	▲ 0.2	10.1	▲ 1.7
24	総合博物館	5.6	▲ 0.6	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	▲ 0.1	4.9	▲ 0.1	4.8	▲ 0.8
25	量子集積エレクトロニクス研究センター	5.4	▲ 0.5	4.9	▲ 0.1	4.8	0.0	4.8	▲ 0.1	4.7	▲ 0.1	4.6	▲ 0.8
26	北方生物圏フィールド科学センター	32.0	▲ 3.2	28.8	▲ 0.1	28.7	▲ 0.1	28.6	▲ 0.5	28.1	▲ 0.7	27.4	▲ 4.6
27	観光学高等研究センター	2.0	▲ 0.2	1.8	0.0	1.8	0.0	1.8	0.0	1.8	▲ 0.1	1.7	▲ 0.3
28	アイヌ・先住民研究センター	4.4	▲ 0.4	4.0	▲ 0.1	3.9	0.0	3.9	0.0	3.9	▲ 0.1	3.8	▲ 0.6
29	創成研究機構	2.8	▲ 0.3	2.5	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0	2.5	▲ 0.1	2.4	▲ 0.4
30	国際本部	12.8	▲ 1.3	11.5	0.0	11.5	▲ 0.1	11.4	▲ 0.2	11.2	▲ 0.2	11.0	▲ 1.8
31	高等教育推進機構	7.4	▲ 0.7	6.7	▲ 0.1	6.6	0.0	6.6	▲ 0.1	6.5	▲ 0.2	6.3	▲ 1.1
合計		1457.0	▲ 143.1	1313.9	▲ 6.8	1307.1	▲ 2.9	1304.2	▲ 23.5	1280.7	▲ 29.2	1251.5	▲ 205.5

※1:「平成28年度部局配分ポイント数」は、各種付与ポイント(女性・外国人・再雇用・若手)を除いた「教員配置数による上限ポイント総数」を示している。

なお、流用ポイント及び学内流動教員分のポイントについては、本籍部局のポイントとして算入している。

※2:歯学研究科については、大学設置基準上の必要教員数を確保する観点から、示した削減率による削減とは異なる算定を行っている。

※3:本表においては、削減の適用除外としている部局は除いている。